

地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金交付要綱

(総則)

第1条 地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金(以下「交付金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、地域における地球温暖化防止の取組状況に関する知見を有する者、国民その他の者から構成される民間の団体(以下「協議会」という。)が行う地球温暖化防止及び地域再生を推進する事業に融資を促進するため、融資事業に必要な経費の一部を国が交付することにより、地域再生にも資するエネルギー起源二酸化炭素排出削減の取組を強力に促進し、その速やかな普及を図ることを目的とする。

(交付先)

第3条 この交付金は、協議会に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象となる事業)

第4条 この交付金を充てることができる事業は、協議会以外の次に掲げる者が行う地球温暖化防止及び地域再生を推進するための融資事業に対して、協議会が行う助成事業(以下「助成事業」という。)の実施のための事業(以下「交付金事業」という。)であって、環境保全の観点から、エネルギー起源の二酸化炭素排出削減効果の高いものとする。

一 民間企業(金融機関又は貸金業者に限る。)

二 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人(金融機関又は貸金業者に限る。)

三 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第7条の規制により設立された法人

四 法律により直接設立された法人

2 前項に規定する助成事業の対象となる融資事業(以下「特定融資事業」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。

(1) 協議会が存する都道府県又は市町村(以下「都道府県等」という。)が策定した地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策(以下「地域推進計画」という。)の実施に資することを通じ、エネルギー起源の二酸化炭素の排出の削減に効果を発揮することを目的とする事業であること。

(2) 経済面や社会面からも、地域の発展に資する事業であること。

(3) 特定融資事業を実施する者(以下「特定融資事業実施者」という。)が、都道府県等との間で、当該特定融資事業の実施について、地域推進計画の実施に資するものとするための協定等(以下「事業促進融資協定」という。)を締結していること。

(4) 特定融資事業実施者が、都道府県等から、出資を受ける又は事業実施に資する資金の交付、預託等を受けていること。

(5) 特定融資事業の実施によるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減効果を含む環境保全効果が高いこと。

3 第1項に規定するこの交付金事業の対象となる事業とは、次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。

(1) 事業の実施によるエネルギー起源の二酸化炭素排出削減効果を含む環境保全効果及び地域の経済面や社会面からの地域の発展効果について、事業計画の中で示されていて、目標及びその根拠が適切なものであること。

(2) 全国的なモデルとして他の地域への高い波及効果を持つと見込まれる事業であること。

(交付額、交付対象経費)

第5条 環境大臣(以下「大臣」という。)は、協議会が交付金事業を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が承認した経費(以下「交付対象経費」という。)について、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付額の算定基準)

第6条 交付額は、第9条に基づき協議会が行った助成の実支出額を上限として予算の範囲内において大臣が定める額及び別表に掲げる交付対象経費の実支出額と大臣の定める基準額を比較して少ない方の額を交付金所要額とする。この場合の額は消費税及び地方消費税相当額を含んだ額とする。

(交付申請)

第7条 協議会は、交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金交付申請書(以下「申請書」という。)を大臣に提出しなければならない。

2 協議会は、交付金の交付申請に当たって、当該交付金事業における仕入に係る消費税等相当額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)(以下「消費税等相当額」という。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付決定)

第8条 大臣は、前条の規定による申請書の提出があったときは、原則として、当該交付申請書の到達した日から起算して2ヶ月以内に内容の審査を行い、交付決定を行うものとする。

2 大臣は、前項の規定による交付決定を行ったときは、別記様式第2号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金交付決定通知書を協議会に送付するものとする。

3 大臣は、交付の決定を行うに当たっては、第7条第2項の規定により当該交付金事業に係る消費税等相当額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。

4 大臣は、交付の申請がなされた全ての交付金事業について、当該消費税等相当額について、交付金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付条件)

第9条 この交付金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 第4条に基づく助成事業を行う場合は、次に定める算定式に基づいて、特定融資事業実施者が実施する特定融資事業を行うために必要な経費の一部を助成すること。

$$A \times \frac{B}{365} \times \frac{C - D (2 \text{ を最大とする})}{100} \times \frac{1}{2}$$

ただし

A 当該特定融資事業の貸付契約に係る貸付残高

B 貸付残高の存する日数(貸し付けに係る利子の発生する日から起算して3月31日までの日数。ただし、元本に対する返済がなされた場合は、返済日までの日数とする。また、その後も返済すべき貸付残高が存する場合は、新たな貸付残高について、同様な計算方法に基づく交付を行う。)

C 日本銀行が発表する当該年度の4月1日における長期プライムレートの利率(百分率)

D 特定融資事業における貸出利率(百分率)

(2) 交付金事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを交付金事業の完了した日(第12条の規定により交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日) の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならないこと

(3) 第4条に基づく助成事業を行う場合には、当該特定融資事業実施者に対し、前号に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、前号中「交付金事業」とあるのは「助成事業」と、「予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを」とあるのは「契約書その他助成事業の実施を明らかにするものとして協議会の長が定める書面を」と、「第12条の規定により」とあるのは「協議会の長の定めるところにより」と読み替えるものとする。

(4) 協議会は、特定融資事業実施者に対し、助成金を交付する場合には、交付要綱第9条から第16条、第18条及び第19条の定めるところに準じて条件を付さなければならない。

(5) (4) により付した条件に基づき協議会が承認又は指示を与える場合には、あらかじめ環境大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(6) 協議会は、国から助成事業に係る交付金を受けた場合には、遅滞なく助成対象者に対し、助成金を交付しなければならない。

2 前項に掲げる条件のほか、大臣は、交付金事業の実施に関し必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第10条 交付金の交付決定通知を受けた協議会は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付金の交付申請を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第8条第2項の規定による通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

3 第1項の規定により申請を取り下げたときは、当該申請にかかる交付金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付金事業の変更)

第11条 協議会は、交付金の交付決定通知を受けた後において、交付金事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、別記様式第3号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(1) 交付金事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、協議会の創意工夫により事業計画の変更を認めることが、より効果的に交付金事業の目的達成に資するものと考えられる場合

(2) 交付の目的及び事業の遂行に関係ない事業計画の細部変更である場合

2 前項の承認をする場合においては、第8条の規定を準用する。

(交付金事業の中止又は廃止)

第12条 協議会は、交付金事業を中止又は廃止しようとするときは、別記様式第4号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金事業中止(廃止)承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付金事業の遅延の報告)

第13条 協議会は、交付金事業が予定期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合には、速やかに別記様式第5号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金事業遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 協議会は、交付金事業の遂行又は支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第6号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告等)

第15条 協議会は、交付金事業が完了した日(第12条の規定により交付金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)から起算して1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第7号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)を大臣に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該承認に基づく期限によることとする。

3 協議会は、第7条第2項但し書の規定により交付の申請を行った場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該交付金にかかる消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第16条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る交付金事業の実施結果が交付金の交付決定の内容(第11条に基づく承認をした場合は、その承認をした内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、協議会に通知するも

のとする。

- 2 大臣は、協議会に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の額に相当する交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とする。
- 4 大臣は、前項の期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

- 第17条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の交付決定の後に概算払いをすることができる。
- 2 協議会は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第8号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。ただし、概算払いにより交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第6号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金状況報告書を併せて大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第18条 大臣は、第12条の規定による交付金事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。
- (1) 協議会が、この要綱の規定に違反したことにより受けた大臣の処分又は指示に従わない場合
 - (2) 協議会が、交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 協議会が、交付金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 第8条の交付決定後に生じた事情の変更(特定融資事業による融資を受けた者が、当該融資の目的として特定融資事業実施者に示した施設の設置等を行わなかった場合を含む。)等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に相当する交付金が既に交付されているときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合(第1項第4号に規定する場合を除く。)には、当該返還命令に係る交付金を協議会が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第16条第3項の規定を準用する。
 - 5 大臣は前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
 - 6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 7 本条の規定により、助成に係る交付決定の取消し等が行われた場合、協議会は、当該助成に係る特定融資事業実施者に対して、助成金の返還を求めることができる。

8 前項の規定に基づく助成金の返還を求める際には、第2項から第6項の規定を準用する。この場合、「大臣」とあるのは「協議会」と、「協議会」とあるのは「特定融資事業実施者」と読み替えることとする。

(消費税等相当額の確定に伴う交付金の返還)

第19条 協議会は、事業完了後に、消費税の申告により当該交付金に係る消費税等相当額が確定した場合には、速やかに別記様式第9号による地球温暖化防止・地域再生推進融資促進事業費交付金事業の仕入に係る消費税等相当額報告書を大臣に提出しなければならない。

2 大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該消費税等相当額の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

(その他)

第20条 特別の事情により、第6条、第7条、第10条、第11条、第13条及び第15条に定める算定方法又は手続等によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、交付金事業の実施に関し必要な事項は、大臣が別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

(別表)

1 交付対象経費	2 基準額
交付金事業を行うために必要な事務費、借料及び損料並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	大臣が承認した額